



2019年5月24日

各 位

会社名 株式会社一家ダイニングプロジェクト
代表者名 代表取締役社長 武長 太郎
(コード番号 9266 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 高橋 広宜
(TEL.047-302-5115)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、2019年6月24日開催予定の当社第22期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2019年5月24日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月24日開催予定の当社第22期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第427条に定める責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とするために、現行定款第27条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正、規定の明確化および文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月24日（月曜日）
定款変更の効力発生日	2019年6月24日（月曜日）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
【商 号】 第 1 条 (条文省略)	【商 号】 第 1 条 (現行どおり)
【目 的】 第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務 3. 婦人服等各種衣料繊維製品 <u>及</u> <u>び</u> 装飾雑貨の販売 4. ブライダル施設運営などのブ ライダルサービス事業 5. ブライダルに関するコーデ ィネート <u>及</u> <u>び</u> プロデュース 6. 前各号に付帯する一切の業務	【目 的】 第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務 3. 婦人服等各種衣料繊維製品 <u>お</u> <u>よ</u> <u>び</u> 装飾雑貨の販売 4. ブライダル施設運営などのブ ライダルサービス事業 5. ブライダルに関するコーデ ィネート <u>お</u> <u>よ</u> <u>び</u> プロデュース 6. 前各号に付帯する一切の業務
【本店の所在地】 第 3 条 (条文省略)	【本店の所在地】 第 3 条 (現行どおり)
【機関】 第 4 条 当社は、株主総会、取締役の <u>他</u> 、以下の機関を <u>お</u> <u>く</u> 。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	【機関】 第 4 条 当社は、株主総会、取締役の <u>ほか</u> 、以下の機関を <u>置</u> <u>く</u> 。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 1 4 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 4 条 (現行どおり)
【決議の方法】 第 1 5 条 株主総会の決議は、法令 <u>又</u> は定款に別段の定めがある場合を除	【決議の方法】 第 1 5 条 株主総会の決議は、法令 <u>または</u> 本定款に別段の定めがある場合を

現 行 定 款	変 更 案
<p>き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員数】</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>【選任の方法】</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>【任期】</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>除き、出席した議決権を行使<u>すること</u>ができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使<u>すること</u>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【員数】</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。</p> <p><u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>【選任の方法】</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>【任期】</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>【取締役会の招集および議長】</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【取締役会の招集および議長】</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役の全員の同意があるときは、取締役会は、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】</p> <p>第22条 取締役会は、<u>会社法第399条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役会の決議の省略】</p> <p>第22条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>【取締役会規程】</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は本定款に定めがある場合の</u>ほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【役付取締役】</p> <p>第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>【代表取締役】</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>【報酬等】</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p><u>の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>【取締役会の決議の省略】</p> <p>第23条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>【取締役会規程】</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令<u>または本定款に定めがある場合の</u>ほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【役付取締役】</p> <p>第25条 取締役会の決議をもって、取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>【代表取締役】</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議を</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役の責任免除】 <u>第27条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>【員数】 <u>第28条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>【選任方法】 <u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>【任期】 <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終</p>	<p style="text-align: center;">もって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 <u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された又は増員により選任された監査役の任期は、退任した監査役又は他の在任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【常勤監査役】</p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>【監査役会の招集通知】</p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役的全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>【監査役会規程】</p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>【報酬等】</p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【監査役の責任免除】</p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつ</u></p>	<p></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>た者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>【監査等委員会の招集通知】</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査等委員の全員の同意があるときは、監査等委員会は、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>【監査等委員会規程】</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【<u>営業年度</u>】</p> <p><u>第38条</u> 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日より、翌年3月31までとする。</p> <p><u>第39条</u>～<u>第41条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>【<u>事業年度</u>】</p> <p><u>第33条</u> 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日より、翌年3月31日<u>日</u>までとする。</p> <p><u>第34条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第22期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上